

令和8年2月27日

生産振興課 池野  
(直通) 225-1620  
(内線) 4660

## 高温等気象災害対策緊急支援事業の募集開始

農業資材の高騰や頻発する気象災害、特に高温による農作物の減収や健康へのリスクの高まりを受け、気象災害対策に資する施設及び設備等（以後「施設等」という）の導入を支援することとしており、下記の通り募集を開始する。

### 記

- 1 県事業名等 高温等気象災害対策緊急支援事業 予算額3億円  
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)
- 2 支援内容
  - ・事業の内容：高温等気象災害対策に資する施設、機械、設備等の導入支援  
(軒高の高いハウス、換気装置、自動かん水装置、自動草刈り機等)
  - ・助成対象者：認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農家からなる任意組織
  - ・補助率：1/2以内
  - ・補助上限額：助成対象者あたり300万円  
(但し、ハウスを導入する場合600万円)
- 3 主な採択要件
  - ・各種セーフティネット（収入保険、農業共済、青果物価格安定対策、経営所得安定対策（うち、ならし対策）民間の保険等）への加入
  - ・品質向上、出荷量の増加、労働負荷低減のうち、いずれかから成果目標を設定
- 4 申請期間 令和8年3月2日(月)～3月23日(月)
- 5 申請方法  
事業に応募する助成対象者は、事業実施主体（市町又は農業協同組合）に「高温等気象災害対策緊急支援事業実施計画書」を提出
- 6 採択の決定  
導入する施設等に応じた対策ポイントや、成果目標のポイント、これまでの気象災害対策の内容に応じたポイントの合計ポイント数の多い順に採択を決定
- 7 実施要領及び様式の入手先  
<県HPのURL>  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousan/kouonhard.html>

# 高温等気象災害対策緊急支援事業

農業資材の高騰や頻発する気象災害、特に高温による農作物の減収や健康へのリスクの高まりを受け、気象災害対策に資する施設及び設備等（以後「施設等」という）の導入を支援します。

## 募集期間

令和8年3月2日（月）～3月23日（月）

## 助成対象者

認定農業者、認定新規就農者、  
又は、農業者3戸以上からなる任意組織  
※認定農業者、認定新規就農者は認定予定者でも申請可

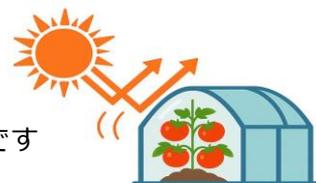
## 事業の内容

以下の施設等の導入を支援

Sランク (対策ポイント：高)	Aランク (対策ポイント：中)	Bランク (対策ポイント：低)
<p><b>(1)気象災害に強い施設</b> 耐候性ハウス、高軒高ハウス (軒高1.8m以上) ※付帯設備はハウスと一体的に導入する場合のみ認める</p>	<p><b>(1)高温対策設備・資材</b> 換気装置（天窓、妻窓、換気扇、循環扇、外気導入ダクトファン）、冷房装置（細霧冷房、地下水冷房含む）、高機能性遮熱資材（熱線遮断資材、高通気性防虫ネット等）</p> <p><b>(2)干ばつ対策設備・機械</b> 自動かん水装置（自動給水栓含む）、給水ポンプ、スプリンクラー、簡易な井戸掘削（付帯設備含む）</p>	<p><b>(1)高温対策機械</b>（収穫後対策） 色彩選別機</p> <p><b>(2)労働負荷低減機械</b> 自動草刈り機（リモコン式、アーム式含む）、農業用ドローン、コンバインのキャビン</p> <p><b>(3)大雨・強風・大雪対策設備・機械</b> 防風ネット、多目的ネット、生産施設（ハウスや果樹棚）の補強、排水機械（サブソイラー、溝堀機、排水ポンプ）</p>

### (留意事項)

- ・対策ポイントは、採択の可否を判断するために用います
- ・導入する施設等の能力や数は、経営規模に対し、過度とならないこと
- ・導入する施設等は、3年以上使用できるものとする
- ・導入したい施設等が上の表に無い場合、申請時に導入効果を示す資料の添付が必要です
- ・労働負荷低減のために導入する農業機械は、主に7～9月に使用するものとする



熱線遮断資材のイメージ

## 補助率等

1 / 2 以内

補助上限額 助成対象者あたり 最大300万円

※但し、ハウスを導入する場合 最大600万円